

## 大規模小売店舗立地法に基づく意見書の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により意見書の提出がなされたので公告する。

平成19年9月3日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
フタバヤ長浜店  
長浜市八幡中山町1141-1ほか
- 2 提出された意見の概要  
長浜市からの意見
  - (1) 騒音規制法、振動規制法に定める特定施設を設置する場合は、30日前までに長浜市長あてで長浜市環境保全課へ届け出ること。
  - (2) 県道祇園山階東上坂線・県道近江長浜虎姫線の交通渋滞が起こらない様、十分配慮すること。
- 3 提出された意見の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1新館2階  
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1東館3階  
湖北地域振興局総務振興部地域振興課 長浜市平方町1152-2  
長浜市産業経済部商工振興課 長浜市高田町12-34
  - (2) 縦覧期間 平成19年9月3日から平成19年10月3日まで